



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次

○ 訓令

30 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令
(技術調査課)

訓 令

和歌山県訓令第30号

庁中一般
各地方機関

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程(昭和49年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第13号中「別記第18号様式」を「別記第19号様式」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「別記第17号様式」を「別記第18号様式」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「別記第16号様式」を「別記第17号様式」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 中間前払金請求書 別記第16号様式

第14条第1項を次のように改める。

請負代金を前金で支払うこと(以下「前金払」という。)のできる額及び既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)のできる額は、1件の契約金額が100万円以上の工事について、それぞれ当該契約金額の10分の4以内及び10分の2以内とする。この場合において前金払をする金額(以下「前払金」という。)及び中間前金払をする金額(以下「中間前払金」という。)は、1万円を単位とする。ただし、限度額は、合わせて5億円とする。

第14条第2項中「前払金」の次に「及び中間前払金(以下「前払金等」という。)」を、「ただし」の次に「前払金については、」を加え、同条第3項中「前金払をする工事」を「前金払及び中間前金払(以下「前金払等」という。)をする工事」に、「前金払をする」を「前金払等をする」に改め、同条第4項中「前払金」を「前払金等」に改める。

第15条中「前金払」を「前金払等」に、「前払金額/」を「(前払金額+中間前払金額)/」に改める。

別記第3号様式中「8 前払金を請求することのできる金額 円」を削り、「9 解体工事に要する費用等」を「8 解体工事に要する費用等」に改め、「備考乙が消費税法に係る免税事業者の場合は、「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円」の行自体を削除する。」を削り、同様式第34条第6項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第1項、第3項及び第5項の規定により乙が甲に請求できる金額は1万円を単位とし、合わせて5億円を限度額とする。

別記第3号様式第34条第5項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前金払の支払を受けているときは、10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。

別記第3号様式第34条第4項中「10分の5」の次に「(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「10分の4」の次に「(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)」を加え、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、同一年度において、第37条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。

4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

別記第3号様式第35条第1項中「前条第3項」を「前条第5項」に改め、同様式第37条第6項中「前払金額/」を「(前払金額+中間前払金額)/」に改め、同様式第38条第2項中「前払金額/」を「(前払金額+中間前払金額)/」

に改め、同様式注7中
「3 第1項の場合において、前会計年代金相当額が前会計年度までの出来いときには、第1項の規定による読第1項の規定にかかわらず、乙は、前会計年度までの出来高予定額に達年度の前払金の支払を請求すること

4 第1項の場合において、前会計年代金相当額が前会計年度までの出来いときには、その額が当該出来高予定前払金の保証期限を延長するものとおいては、第35条第3項の規定を準

「3 各会計年度において中間前払金額は、次のとおりとする。

年度
年度
年度

度末における請負高予定額に達しな替え後の第34条請負代金相当額がするまで当該会計ができない。度末における請負高予定額に達しな定額に達するまでする。この場合に用する。」

を

4 第1項の場合において、前会計年度末代金相当額が前会計年度までの出来高いときには、第1項の規定による読替え1項の規定にかかわらず、乙は、請負代会計年度までの出来高予定額に達する度の前払金の支払を請求することがで
5 第1項の場合において、前会計年度末代金相当額が前会計年度までの出来高いときには、その額が当該出来高予定前払金の保証期限を延長するものとおいては、第35条第3項の規定を準用

て請求できる金

円
円
円

における請負予定額に達しな後の第34条第金相当額が前まで当該会計年きない。における請負予定額に達しな額に達するまでる。この場合にする。」

に改める。

別記第4号様式中「3 原契約の図面及び仕様書(金額を除いた設計書)の変更は別冊のとおりとする。」を「3 原契約の図面及び仕様書の変更は別冊のとおりとする。」に改め、同様式備考中「5 乙が消費税法に係る免税事業者の場合は『(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)』の行自体を削除する。」を削る。

別記第14号様式中

前 払 金 を

「前払金(中間前払金を含む。)」に改める。

別記第18号様式を別記第19号様式とし、別記第17号様式を別記第18号様式とし、別記第16号様式を別記第17号様式とし、別記第15号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 16 号様式 (第 8 条関係)

中間前払金請求書

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

口座振替指定銀行	銀行	店
----------	----	---

下記工事請負代金の中間前払金として上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(支払決定権者)

_____ 様

契 約 概 要	工 事 年 度 及 び 工 事 番 号	年 度 第 号
	工 事 場 所	市 町 郡 村 地 内
	工 事 名	工 事
	請 負 代 金 額	円
	中間前払金を請求することのできる金額は請負代金額の 10 分の 2 以内とし、前払金との合計額が請負代金額の 10 分の 6 以内であること。	

注意

番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、¥ の記号を付すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年12月1日から施行し、施行日以降に第3条の公告又は通知を行う案件から適用するものとする。ただし、第7条第2項の規定については平成20年12月26日以降に請負契約の変更を行うものから適用する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する様式用の紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。